参　考　資　料

令和２年５月

市　議　会　臨　時　会

目　　　次

内容		頁
報告第３号関係	専決処分の報告（寝屋川市税条例等の一部改正）	1
議案第 31 号関係	寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正	37

（報告第　3　号関係）

寝屋川市税条例等の一部改正

（令和２年３月31日専決）

１　改正理由

『地方税法』の改正により、所有者の存在が不明である土地等につきその使用者を所有者とみなして固定資産税を課税することができる制度が設けられたことなどに伴う規定の整備を行うため、本条例等の一部を改正する。

２　主な改正内容

(1)　『寝屋川市税条例』の一部改正〔第１条〕

ア　個人の市民税に係る扶養親族申告書（第30条の２、第30条の３関係）

単身児童扶養者に関する部分を削る。

※　『地方税法』の改正による「未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し」に伴い、個人の住民税の非課税措置の対象について、「寡婦・寡夫・単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）」が「ひとり親及び寡婦」に改正された。

イ　固定資産税の納税義務者等（第62条関係）

所定の方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知した上、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができることとする。

ウ　土地又は家屋の現所有者の申告（第87条の２関係）

現所有者（登記簿又は土地·家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者）に、所定の日までに、住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができることとする。

エ　固定資産に係る不申告に関する過料（第88条関係）

ウにより申告すべき事項について申告をしなかった場合には、100,000円以下の過料を科することとする。

オ　たばこ税の課税免除（第107条関係）

卸売販売業者等が輸出等をする場合における課税免除の要件について、申告書に課税免除の適用を受けようとするたばこ税額を記載し、かつ、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を保存している場合には、申告書への当該書類の添付を不要とすることとする。

カ　規定の整理

改元（「平成」→「令和」）及び『地方税法』の条項の移動に伴う規定の整理を行う。

(2)　『寝屋川市税条例等の一部を改正する条例』（令和元年寝屋川市条例第13号）の一部改正〔第２条〕

ア　単身児童扶養者に関する規定の整備

所定の単身児童扶養者を個人の市民税の非課税措置の対象に加える改正規定（これに伴う附則の規定を含む。）を削る。【(1)ア※参照】

イ　規定の整理

改元に伴う規定の整理を行う。

(3)　附則

ア　施行期日　令和２年４月１日

イ　経過措置

当該『地方税法』の改正に係る経過措置の例に従い、改正後の規定についての経過措置を定める。

ウ　『寝屋川市税条例等の一部を改正する条例』(平成27年寝屋川市条例第23号)等の一部改正

次に掲げる一部改正条例の附則の規定について、改元に伴う規定の整理を行う。

(ｱ)　『寝屋川市税条例等の一部を改正する条例』(平成27年寝屋川市条例第23号)

(ｲ)　『寝屋川市税条例の一部を改正する条例』（平成29年寝屋川市条例第10号）

(ｳ)　『寝屋川市税条例の一部を改正する条例』（平成29年寝屋川市条例第25号）

(ｴ)　『寝屋川市税条例等の一部を改正する条例』(平成30年寝屋川市条例第17号)

(ｵ) 『寝屋川市税条例の一部を改正する条例』(平成31年寝屋川市条例第14号)

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

(専決処分の報告　地方自治法第 179 条第 3 項)

寝屋川市税条例等の一部改正

No.1

1　寝屋川市税条例（第１条関係）

改　正　案	現　　行
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書） 第30条の２（略） (1)・(2)（略） （削る） (3)　前２号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 ２～５（略）	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第30条の２（略） (1)・(2)（略） (3)　当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨 (4)　前３号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 ２～５（略）
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書） 第30条の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げ	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第30条の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げ

改　正　案	現　　　行
る事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない	る事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない
(1)・(2)（略）	(1)・(2)（略）
―　―――――	(3)　当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
(3)　前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項	(4)　前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項
2～5（略）	2～5（略）
（法人の市民税の申告納付）	（法人の市民税の申告納付）
第46条（略）	第46条（略）
2　法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	2　法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
3～17（略）	3～17（略）
（固定資産税の納税義務者等）	（固定資産税の納税義務者等）
第62条（略）	第62条（略）
2　前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定に	2　前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定に

改　正　案	現　　　行
より共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第２条第２項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同じ。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき又は所有者として登記されている法第348条第１項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。	より共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第２条第２項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同じ。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき又は所有者として登記されている法第348条第１項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。
３（略）	３（略）
４　固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。	４　固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。
５　法第343条第５項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。	

改　正　案	現　　行
6　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は	5　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は

改正案	現行
仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。	仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。
7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区	6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区

改　正　案	現　　　行
（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第 23 条第１項の規定により　使用する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第１項の所有者とみなし、都道府県等が同条第１項の規定により　使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により　造成する埋立地等にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第 87 条の２第１項の規定により国又は都道府県が行う同項第１号の事業により造成された埋立地等を使用する者で施行令第 49 条の３に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第１項の所有者とみなすことができる。	（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第 23 条第１項の規定によって使用する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第１項の所有者とみなし、都道府県等が同条第１項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第 87 条の２第１項の規定により国又は都道府県が行う同項第１号の事業により造成された埋立地等を使用する者で施行令第 49 条の２に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第１項の所有者とみなす　　　　。
８　家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第 10 条の２の 15 で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第１項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。	７　家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第 10 条の２の 12 で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第１項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。
（固定資産税の課税標準）	（固定資産税の課税標準）

改　正　案	現　　　行
第69条（略） ２～８（略） ９　住宅用地（法第349条の３の２第１項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第86条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第１項から第６項まで及び法第349条の３第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額とする。 10　小規模住宅用地（法第349条の３の２第２項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第１項から第６項まで及び前項並びに法第349条の３第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の６分の１の額とする。 （法第349条の３第27項等の条例で定める割合） 第69条の２　法第349条の３第27項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 ２　法第349条の３第28項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 ３　法第349条の３第29項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 （被災住宅用地の申告） 第87条（略）	第69条（略） ２～８（略） ９　住宅用地（法第349条の３の２第１項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第86条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第１項から第６項まで及び法第349条の３第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額とする。 10　小規模住宅用地（法第349条の３の２第２項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第１項から第６項まで及び前項並びに法第349条の３第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の６分の１の額とする。 （法第349条の３第28項等の条例で定める割合） 第69条の２　法第349条の３第28項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 ２　法第349条の３第29項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 ３　法第349条の３第30項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 （被災住宅用地の申告） 第87条（略）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>（現所有者の申告）
第87条の2　現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
(1)　土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
(2)　土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
（固定資産に係る不申告に関する過料）
第88条　固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が、第86条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。
2・3（略）</td><td>（固定資産に係る不申告に関する過料）
第88条　固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が、第86条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。
2・3（略）</td></tr>
</table>

改正案	現行
（環境性能割に係る不申告等に関する過料）	（環境性能割に係る不申告等に関する過料）
第 93 条の７　環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。	第 93 条の７　環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。
２・３（略）	２・３（略）
（たばこ税の課税免除）	（たばこ税の課税免除）
第 107 条（略）	第 107 条（略）
２　前項（法第 469 条第１項第１号又は第２号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第１項第１号又は第２号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 109 条第１項又は第２項の規定による申告書に前項（法第 469 条第１項第１号又は第２号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 16 条の２の３第１項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。	
３　第１項（法第 469 条第１項第３号又は第４号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第 16 条の２の３第２項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。	２　前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第 16 条の２の３に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。
４（略）	３（略）
（たばこ税の申告納付の手続）	（たばこ税の申告納付の手続）
第 109 条　前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者	第 109 条　前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者

改　正　案	現　　　行
（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第107条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第107条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～5（略） （特別土地保有税の納税義務者等） 第114条（略） 2～5（略） 6　第62条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得	（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第107条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第107条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～5（略） （特別土地保有税の納税義務者等） 第114条（略） 2～5（略） 6　第62条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得

改正案	現行
と、当該埋立地等を使用する者」と、「第１項の所有者」とあるのは「第114条第１項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第１項」とあるのは「同法第23条第１項」と読み替えるものとする。	と、当該埋立地等を使用する者」と、「第１項の所有者」とあるのは「第114条第１項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第１項」とあるのは「同法第23条第１項」と読み替えるものとする。
（都市計画税の納税義務者等）	（都市計画税の納税義務者等）
第133条（略）	第133条（略）
２　前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の３第９項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	２　前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の３第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。
３・４（略）	３・４（略）
附　則	附　則
（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）
第７条　平成30年度から令和４年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法	第７条　平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法

改　正　案	現　　　行
附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第 11 条の２（略） 第 11 条の２の２　平成 22 年度から令和 15 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から令和３年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 22 条及び第 24 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 ２（略） （読替規定） 第13条　法附則第15条から第15条の３の２までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第８項中「又は第349条の３の４から第349条の５まで」とあるのは、「若しくは第349条の３の４から第349条の５まで又は附則第15条　から第15条の３の２まで」とする。 （法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）	附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第 11 条の２（略） 第 11 条の２の２　平成 22 年度から平成 45 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 33 年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 22 条及び第 24 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 ２（略） （読替規定） 第13条　法附則第15条から第15条の３の２までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第８項中「又は第349条の３の４から第349条の５まで」とあるのは、「若しくは第349条の３の４から第349条の５まで又は法附則第15条から第15条の３の２まで」とする。 （法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）

改　正　案	現　　　行
第14条（略）	第14条（略）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	2　法附則第15条第２項第２号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
2　法附則第15条第２項第５号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。	3　法附則第15条第２項第６号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。
3・4（略）	4・5（略）
5　法附則第15条第26項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	6　法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
6　法附則第15条第27項第１号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	7　法附則第15条第30項第１号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。
7　法附則第15条第27項第２号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	8　法附則第15条第30項第２号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
8　法附則第15条第27項第３号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	9　法附則第15条第30項第３号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
9　法附則第15条第28項第１号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	10　法附則第15条第31項第１号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。
10　法附則第15条第28項第２号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	11　法附則第15条第31項第２号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
11　法附則第15条第30項第１号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	12　法附則第15条第33項第１号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。
12　法附則第15条第30項第１号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	13　法附則第15条第33項第１号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	14　法附則第15条第33項第１号ハに規定する設備について同

改　正　案	現　　　行
	号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。
13　法附則第15条第30項第１号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	15　法附則第15条第33項第１号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。
14　法附則第15条第30項第１号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	16　法附則第15条第33項第１号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。
15　法附則第15条第30項第２号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。	17　法附則第15条第33項第２号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。
16　法附則第15条第30項第２号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。	18　法附則第15条第33項第２号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。
17　法附則第15条第30項第３号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	19　法附則第15条第33項第３号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
18　法附則第15条第30項第３号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	20　法附則第15条第33項第３号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
19　法附則第15条第30項第３号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	21　法附則第15条第33項第３号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
20　法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	22　法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。
	23　法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、５分の４とする。
21　法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	24　法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
22　法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	25　法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。

改　正　案	現　　行
23　法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、零とする。 24（略） （土地に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義） 第16条（略） （令和元年度又は令和２年度における土地の価格の特例） 第17条　市内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和２年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 ２　法附則第17条の２第２項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和２年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税	26　法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。 27（略） （土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義） 第16条（略） （平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例） 第17条　市内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 ２　法附則第17条の２第２項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税

改　正　案	現　　行
台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第 18 条　宅地等に係る平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は　附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 ２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の６を	台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第 18 条　宅地等に係る平成 30 年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は法附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 ２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の６を

改　正　案	現　　　行
乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は　附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
3　第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は　附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	3　第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
4　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固	4　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固

改　正　案	現　　行
定資産税について法第 349 条の３又は　附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	定資産税について法第 349 条の３又は法附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は　附則第15条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
（農地に対して課する平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（農地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第 20 条　農地に係る平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は　附則第 15 条から	第 20 条　農地に係る平成 30 年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は法附則第 15 条から

改　正　案	現　　　行
第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。
（略）	（略）
（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）	（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）
第21条（略）	第21条（略）
第22条　市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は　附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る	第22条　市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る

改　正　案	現　　　行
当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に 10 分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は　附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 （宅地等に対して課する平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第 24 条　宅地等に係る平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地	当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の３分の１の額に 10 分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は法附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 （宅地等に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第 24 条　宅地等に係る平成 30 年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地

改　正　案	現　　　行
等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。)又は　附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
2　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。)又は　附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	2　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
3　第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度か	3　第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度か

改　正　案	現　　　行
ら令和２年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３（第 18 項を除く。）又は　附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第１項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	ら平成 32 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第１項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
4　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３（第 18 項を除く。）又は　附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	4　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から令和２年度までの各年	5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年

改　正　案	現　　　行
度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３（第 18 項を除く。）又は　附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
（農地に対して課する平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（農地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の特例）
第 25 条　農地に係る平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３（第 18 項を除く。）又は　附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合に	第 25 条　農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合に

改　正　案	現　　　行
は、当該農地調整都市計画税額とする。 （略） （市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の都市計画税の特例） 第 26 条（略） 第 27 条　市街化区域農地に係る平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第 21 条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に 100 分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３（第 18 項を除く。）又は＿附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 ２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の市街化区域農地調整	は、当該農地調整都市計画税額とする。 （略） （市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の都市計画税の特例） 第 26 条（略） 第 27 条　市街化区域農地に係る平成 30 年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第 21 条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に 100 分の５を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 ２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の市街化区域農地調整

改正案	現行
都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に 10 分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３（第 18 項を除く。）又は　附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の３分の２の額に 10 分の２を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）	（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）
第 29 条　地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第３号）附則第 22 条第１項の規定に基づき、平成 30 年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第 18 条の３（法附則第 21 条の２第２項において準用する場合を含む。）及び第 25 条の３（法附則第 27 条の４の２第２項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。	第 29 条　地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第３号）附則第 22 条第１項の規定に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第 18 条の３（法附則第 21 条の２第２項において準用する場合を含む。）及び第 25 条の３（法附則第 27 条の４の２第２項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
（読替規定）	（読替規定）
第 32 条（略）	第 32 条（略）

改　正　案	現　　　行
2　法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。	2　法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第133条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。
（特別土地保有税の課税の特例）	（特別土地保有税の課税の特例）
第36条　附則第18条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第16条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第120条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。	第36条　附則第18条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第16条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第120条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
2　法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第120条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に	2　法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第120条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に

改　正　案	現　　行
おける課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。	おける課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。
3～5　(略)	3～5　(略)
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
第41条　昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。	第41条　昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。
(1)・(2)　(略)	(1)・(2)　(略)

改正案	現行
2　前項の規定は、昭和 63 年度から<u>令和 5 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。	2　前項の規定は、昭和 63 年度から<u>平成 32 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
3（略）	3（略）
（個人の市民税の税率の特例等）	（個人の市民税の税率の特例等）
第 53 条　平成 26 年度から<u>令和 5 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。	第 53 条　平成 26 年度から<u>平成 35 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。
2（略）	2（略）

2　寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（第２条関係）

改　正　案	現　　　行
（寝屋川市税条例の一部改正）	（寝屋川市税条例の一部改正）
第１条（略）	第１条（略）
第２条　寝屋川市税条例の一部を次のように改正する。	第２条　寝屋川市税条例の一部を次のように改正する。
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	第 15 条第１項第２号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。
（略）	（略）
（寝屋川市税条例の一部を改正する条例の一部改正）	（寝屋川市税条例の一部を改正する条例の一部改正）
第３条（略）	第３条（略）
（寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）	（寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）
第４条（略）	第４条（略）
附　則	附　則
（施行期日）	（施行期日）
第１条（略）	第１条（略）
(1)・(2)（略）	(1)・(2)（略）
(3)　削除	(3)　第２条中寝屋川市税条例第 15 条の改正規定及び附則第５条の規定　令和３年１月１日
(4)　第２条＿＿＿＿＿＿及び附則第３条の規定　令和３年４月１日	(4)　第２条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第３条の規定　令和３年４月１日
（軽自動車税に関する経過措置）	（軽自動車税に関する経過措置）
第２条・第３条（略）	第２条・第３条（略）
（市民税に関する経過措置）	（市民税に関する経過措置）
第４条　附則第１条第２号に掲げる規定による改正後の寝屋	第４条　附則第１条第２号に掲げる規定による改正後の寝屋

改　正　案	現　　行
川市税条例（以下この条において「令和２年新条例」という。）第 29 条第６項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和２年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。 ２・３（略）	川市税条例（以下この条において「令和２年新条例」という。）第 29 条第６項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和２年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成 31 年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。 ２・３（略） 第５条　附則第１条第３号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例第 15 条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定は、令和３年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和２年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、第１条の規定による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和２年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　新条例第 30 条の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第２項に規定する申告書について適用する。

３　新条例第 30 条の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の６第１項

に規定する公的年金等（同法第 203 条の７の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第 30 条の３第１項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和２年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和元年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

2　新条例第 62 条第４項の規定は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和２年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3　新条例第 62 条第５項の規定は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4　新条例第 87 条の２の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5　平成 30 年４月１日から令和２年３月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法（次項及び第７項において「旧法」という。）附則第 15 条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　平成 30 年４月１日から令和２年３月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 33 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　平成 28 年４月１日から令和２年３月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 40 項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

8　新条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第　号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第 32 条第２項の規定の適用については、同項中「まで若しくは第 48 項」とあるのは、「まで」とする。

（寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第４条　寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年寝屋川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則第４条第２項第３号中「平成 31 年９月 30 日」を「令和元年９月 30 日」に改め、同条第 13 項中「平成 31 年 10 月１日」を「令和元年 10 月１日」に改め、同条第 14 項の表第５項の項中「平成 31 年 10 月 31 日」を「令和元年 10 月 31 日」に改め、同表第６項の項中「平成 32 年３月 31 日」を「令和２年３月 31 日」に改める。

（寝屋川市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第５条　寝屋川市税条例の一部を改正する条例（平成29年寝屋川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第１条第２号中「平成31年10月１日」を「令和元年10月１日」に改める。

附則第６条第２項中「平成32年度」を「令和２年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第６条　寝屋川市税条例の一部を改正する条例（平成29年寝屋川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第１条第２号中「平成31年10月１日」を「令和元年10月１日」に改める。

附則第２条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第７条　寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成30年寝屋川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第１条第４号中「平成31年10月１日」を「令和元年10月１日」に改め、同条第５号中「平成32年４月１日」を「令和２年４月１日」に改め、同条第６号中「平成32年10月１日」を「令和２年10月１日」に改め、同条第７号中「平成33年１月１日」を「令和３年１月１日」に改め、同条第８号中「平成33年10月１日」を「令和３年10月１日」に改め、同条第９号中「平成34年10月１日」を「令和４年10月１日」に改める。

附則第２条第１項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第２項中「平成33年度」を「令和３年度」に、「平成32年度分」を「令和２年度分」に改める。

附則第７条中「平成31年９月30日」を「令和元年９月30日」に改める。

附則第９条第１項中「平成32年10月１日」を「令和２年10月１日」に改め、同条第２項中「平成32年11月２日」を「令和２年11月２日」に改め、同条第３項中「平成33年３月31日」を「令和３年３月31日」に改め、同条第４項及び第５項中「32年新条例」を「２年新条例」に改める。

附則第11条第１項中「平成33年10月１日」を「令和３年10月１日」に改め、同条第２項中「平成33年11月１日」を「令和３年11月１日」に改め、同条第３項中「平成34年３月31日」を「令和４年３月31日」に改め、同条第４項及び第５項中「33年新条例」を「３年新条例」に改める。

（寝屋川市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第８条　寝屋川市税条例の一部を改正する条例（平成31年寝屋川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第１条ただし書中「平成31年６月１日」を「令和元年６月１日」に改める。

附則第２条第１項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改め、同条第２項中「平成 32 年度」を「令和２年度」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第３項中「平成 32 年度分」を「令和２年度分」に改め、同項の表中「平成 31 年６月１日」を「令和元年６月１日」に改める。

附則第３条中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

附則第４条中「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改める。

（議案第　31　号関係）

寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正

1　改正理由

新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染したことが疑われる国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主に、傷病手当金を支給することとする等のため、本条例等の一部を改正する。

2　主な改正内容

(1)　『寝屋川市国民健康保険条例』の一部改正〔第１条〕

ア　新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

（第11条の２、第11条の３関係）

(ｱ)　給与等の支払を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は感染したことが疑われる場合に、療養のため労務に服することができないときは、労務に服することができない一定の期間、傷病手当金を支給することとする。

(ｲ)　傷病手当金の額は、１日につき、「直近の継続した３月間の給与等の額の合計額を就労日数で除した額」の３分の２に相当する金額とする。

(ｳ)　傷病手当金の支給期間は、１年６月以内とする。

(ｴ)　給与等を受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、給与等の額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

(2)　『寝屋川市後期高齢者医療に関する条例』の一部改正〔第２条〕

ア　寝屋川市において行う事務（第２条関係）

大阪府後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルスに感染した又は感染したことが疑われる後期高齢者医療の被保険者に傷病手当金を支給するに当たり、寝屋川市において、その申請書の提出の受付を行うこととする。

(3)　附則

施行期日・適用

施行期日を公布の日とし、寝屋川市国民健康保険条例による傷病手当金の支給に関する適用について定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第１項第１号

寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正

No.1

1　寝屋川市国民健康保険条例（第1条関係）

改　正　案	現　　　行
（精神・結核医療給付金） 第11条（略） （新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金） 第11条の2　給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に感染した場合（発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われる場合を含む。次条において同じ。）に限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当該被保険者が労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。 2　傷病手当金の額は、労務に服することを予定していた日1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の当該被保険者に係る給与等の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があ	（精神・結核医療給付金） 第11条（略）

改　正　案	現　　行
るときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その金額に、50 銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 銭以上１円未満の端数があるときはこれを１円に切り上げるものとする。）とする。ただし、その額が健康保険法第 40 条第１項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の１に相当する額（その額に、５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その金額に、50 銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 銭以上１円未満の端数があるときはこれを１円に切り上げるものとする。）を超えるときは、当該相当する金額とする。 ３　傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して１年６月を超えないものとする。 （新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金と給与等との調整） 第 11 条の３　新型コロナウイルス感染症に感染した場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第２項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。	

改　正　案	現　　　行
（保険料の減額） 第22条の2（略） (1)　世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金	（保険料の減額） 第22条の2（略） (1)　世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金

改正案	現行
額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ（略） (2)・(3)（略） 2～4（略）	額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ（略） (2)・(3)（略） 2～4（略）

2　寝屋川市後期高齢者医療に関する条例（第２条関係）

改　正　案	現　　行
（寝屋川市において行う事務） 第２条（略） (1)～(7)（略） (8)　広域連合条例附則第５条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 (9)（略）	（寝屋川市において行う事務） 第２条（略） (1)～(7)（略） (8)（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2　第１条の規定による改正後の寝屋川市国民健康保険条例第 11 条の２及び第 11 条の３の規定は、同条例第 11 条の２第１項に規定する当該被保険者が労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日が令和２年１月１日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。